

町県民税の 所得税の 申告受付が始まります

この申告は、町県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

受付期間

町県民税の申告は2月7日（木）開始予定で3月15日（金）までです。詳細については別途配布の日程表をご覧ください。税務署での確定申告受付は2月18日（月）から3月15日（金）までです。期限近くになると大変混み合いますので、できるだけ早めに申告しましょう。

※気仙沼税務署では既に一部受け付けています。

申告受付会場

申告受付会場は、地域ごとに対象地区を指定しています。別途配布の日程表をご確認のうえ、できるだけ指定日に申告されますようお願いします。

※指定日に来場できない方のために予備日を設けています。

すが、予備日は特に混雑します。ご注意ください。

収入状況届出書

平成25年1月1日現在、南三陸町に住所がある方（世帯主あて、世帯毎）を対象に「収入状況届出書」を配布します。必要事項を記入し、申告の際に必ず持参ください。

☆次ページフローチャート「申告不要」に該当する方は、申告会場にお出でいただく必要はありません。役場または歌津総合支所の窓口への収入状況届出書の提出だけで結構です。

申告前にご確認ください

申告会場にお出でいただく際には、次のものを必ず持参されますよう事前にご確認ください。

ださい。

○町から送られた収入状況届出書

○印鑑

○年金または給与の源泉徴収票の原本

※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票の原本が必要になります。お手元がない場合は、事前に年金事務所または給与の支払いを受けた事業所から交付を受けてください。

○事業を営んでいる方は、収入と経費をまとめた書類及び経費に計上したものの領収書

※農漁業を営んでいる方は、農協または漁協から交付された年間取引額証明書を持参してください。

○各種所得控除を受ける場合は、控除の内容が分かるもの

の（医療費の領収書、各種保険料の証明書、障害者手帳など）

※医療費控除を受ける場合は、平成24年分の支払額を事前に集計願います。なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。

○税務署から確定申告書の用紙が送付されている方は、その確定申告書

○所得税の還付が見込まれる方は、振込先の口座番号（本人名義）

東日本大震災に係る雑損控除について

一昨年、または昨年中に雑損控除の申告をされ、繰越額がある方は次ページフローチャートに関係なく確定申告が必要です。

必要書類等

○直近の確定申告書の控、または税務署から送付された「平成23年分所得税の更正決議書」

○還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの

○源泉徴収票

平成24年中に「災害関連支出額」があった方についても確定申告が必要です。詳細については（必要書類等も含め）気仙沼税務署に問い合わせください。

平成25年度住民税生命保険料控除制度の改正について

平成22年度税制改正により、平成25年度の住民税（平成24年分の所得税）から、生命保険料控除が改正されます。

・平成24年1月1日以後に締結した保険契約より新制度が適用されます。

・平成23年12月31日までに締結した保険契約には、従前の生命保険料控除制度（以下「旧制度」）が適用されます。

・平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加等を行った場合は、異動日以後、契約全体（主契約＋特約）に対して新制度の控除区分が適用されます。

「介護医療保険料控除」の新設

・現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした契約の支払保険料について「介護医療保険料控除」が新設されました。

・死亡保障と介護・医療保障を兼ねた組込型保険については、法令等に基づき一定の条件を満たす場合に「介護医療保険料控除」の対象となります。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新制度適用契約）については、

二 一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額が、住民税において28,000円（旧制度では35,000円）に変更となり、新設される「介護医療保険料控除」も同額となります。

合算限度額は70,000円のまま変更ありません。

(a) 介護医療保険料控除の新設（上限控除額）28,000円

(b) 一般生命保険料控除の縮減（上限控除額）35,000円

↓28,000円

(c) 個人年金保険料控除の縮減（上限控除額）35,000円

↓28,000円

(a) + (b) + (c) の合計額の上限は70,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧制度適用契約）については従前どおりです。

(1)と(2)両方の保険契約等に係る控除がある場合

(1) 新制度適用契約と(2)旧制度適用契約の両方をご契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、

(a) 新契約のみで申告、(b) 旧契約のみで申告、(c) 新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。

(c) を選択される場合は、それぞれの合計額が申告額となりますが、限度額は28,000円です。

町県民税の問い合わせ

町民税務課 ☎46-11372

確定申告と消費税申告の問い合わせ

気仙沼税務署 個人課税部門 ☎22-6780

※東日本大震災に係る雑損控除関連を含む。

